

会 議 記 録

| | | |
|-----------------------|-----|---|
| 会議名称 | | 第 4 回杉並区環境清掃審議会 環境基本計画改定検討部会 |
| 日 時 | | 平成21年1月19日(月)午前9時30分～ |
| 場 所 | | 区役所 中棟4階 第1委員会室 |
| 出席者 | 委員名 | 青山部会長、岩島委員、木村委員、田中委員、山室委員、櫻田委員、 松木委員、境原委員、大澤委員、井上委員 (10名) |
| | 区 側 | 環境課長、環境都市推進担当課長、清掃管理課長、ごみ減量担当課長、 みどり公園課長、まちづくり推進課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長 |
| 傍聴者数 | | 1名 |
| 配 付 資 料 等 | 事 前 | 第2回杉並区環境基本計画改定検討部会会議録(案) 第3回杉並区環境基本計画改定検討部会での主な発言要旨 平成19年度杉並区環境白書(本編)の抜粋 杉並区景観条例の概要 |
| | 当 日 | 杉並区生活安全及び環境美化に関する条例(パンフレット) 路上禁煙地区マップ(チラシ) まちのみどりを育て、創り、守るために(パンフレット) 区民意識アンケート調査結果 区民意識アンケート調査結果 追加資料 |
| 会 議 次 第 | | 第4回杉並区環境清掃審議会 環境基本計画改定検討部会 1 部会長あいさつ 2 送付資料の確認 3 審議事項 杉並区環境基本計画の改定について ・基本目標 ・ ・ の検討について 4 その他 5 次回以降の開催予定 |

| | |
|--|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 主要な発言 および 会議の内容 </p> | <p> 第4回杉並区環境清掃審議会 環境基本計画改定検討部会 1 送付資料の確認 2 部会長のあいさつ 3 審議事項 杉並区環境基本計画の改定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本目標 . . . の検討について ・ みどり公園課長から基本目標 の現状と取り組みについて説明 ・ まちづくり推進課長から杉並区景観条例の概要について説明 ・ コンサルタント会社から「アンケート調査結果 追加資料」の説明 4 次回以降の開催予定 平成21年2月17日(火曜日)午前9時半～開催予定 </p> |
|--|---|

| | 第4回環境基本計画改定検討部会発言要旨 平成21年1月19日(月) |
|---------|--|
| 発言者 | 発言要旨 |
| 環境課長 | <p>皆さま、おはようございます。</p> <p>定刻となりましたので、環境清掃審議会の環境基本計画の改定検討部会第4回の開会をお願いしたいと思います。</p> <p>開会に当たりまして、本日の出席状況でございますが、現在、3人の方が欠席でございますので、本会につきましては有効に成立するものでございます。</p> <p>資料の確認をお願いしたいと思います。事前に送付させていただいたものがございます。「第2回の環境清掃審議会環境基本計画改定検討部会会議録(案)」、「第3回の主な発言要旨」、「杉並区環境白書」これは19年度版本編ですが、みどりの関係の部分の抜粋でございます。「景観条例の概要」がござい ます。</p> <p>席上に配付をさせていただいているものにつきまして確認をいただきたいと思 います。路上禁煙地区の関係の「生活安全及び環境美化に関する条例」のパンフ レットと、ポイ捨てについて記載をした「路上禁煙地区マップ」のチラシと2つ ございます。</p> <p>みどりの関係でございますが、「まちのみどりを育て、創り、守るために」と いうパンフレットがござい ます。</p> <p>前回お示ししましたアンケートの調査結果ということ、前回お話しがありまし た関係でアンケートの追加資料がござい ます。</p> <p>以上でございますが、不足の方がありますでしょうか。</p> <p>それでは、部会長、開会をよろしくお願 いいたします。</p> |
| 部会長 | <p>おはようございます。</p> <p>前回、基本目標の 、 、 を討議しましたが、今日は議事次第にありますよ うに、基本目標の と 、それと時間があれば を絡めて全体の議論ができれば と考えております。</p> <p>最初に、区からご説明いただけてないことがあればお願 いいたします。</p> |
| みどり公園課長 | <p>みどり公園課長です。自然環境に関連する基本目標 の、連続したみどりを保 全・創出する取り組みの関係で、緑化についての概要について、19年度の白書と 本日記りましたパンフレットをもとに現状と取り組みについて説明させていただ きます。</p> <p>白書のほう、最初の現状と課題のところ、30年代後半から杉並区のみどり、</p> |

農地や樹林地が宅地化されて、屋敷林の伐採であるとか、農地が細分化されて、宅地化されて、みどりが失われ続けているということで、昭和47年に最初の緑被率、平面的に空中から見た場合に杉並区内・区域に占めるみどりの割合を調査しました。その段階で、24%ほどのみどりがありました。25年たって、平成9年には17.59%と減少傾向がずっと続いておりましたが、7回目の平成14年の調査から増加に転じております。緑被率20.91%。平成19年度につきましても、実際に達成状況のところの基本目標の中で示されていますが、21.84%ということで、現在のところ調査方法も含めてのことですが、増加はしています。

ただ、一方で、樹木被覆地というか、樹木に覆われた土地の面積は増加していますが、草地・農地については減少傾向がずっと続いております。全体として、かつては4割近くがそういった農地や企業グラウンド等の草地が多かったのですが、現在のところ既に2割を切っております。全体の緑被率に占める農地等の面積は減少しているのが現状でございます。

ただ、一方で、屋敷林も含めても、全体として個人でお持ちになっている樹林地が多いのですが、屋敷林等の樹林地の減少傾向も従前どおり変わっていないというのが実情でございます。そういったことに合わせて、みどりに対して自然を回復して自然環境、健康で快適な生活環境を確保していくということを基本理念として、昭和48年に杉並区では「みどりの条例」を制定しております。

平成6年に都市緑地保全法の一部が改正されて、みどりに関する総合的な計画を区市町村が策定するように法規定されたことから、昭和49年に区独自で「杉並区緑化基本計画」を策定しておりますが、それを見直し、平成11年に区の新たなみどりに関する総合計画として、「杉並区みどりの基本計画」を策定しております。

この間、本計画に基づいてさまざまな緑化施策を推進してきましたが、みどりを取り巻く状況の変化あるいは平成14年の調査を含めた形で、平成17年に「みどりの基本計画」の一部を改正しています。さらに、平成18年に、関連する法律などの改正と整合させるために、「みどりの条例」を全面改定しております。

次に、緑化施策の取り組み状況なのですが、お配りした環境白書の2ページ目にて、一応大きくはパンフレットにお示ししておりますが、「みどりを守る」、「みどりを創る」、「みどりを育てる」という3つの柱で区の緑化施策は進めてございます。

特に、「みどりを守る」という部分でいけば、樹木、樹林、生けがきについて

は、所有者の同意を得て、区が指定して伐採や移植を制限するほか、維持管理に関する一部の経費を補助金として支払っております。補助金につきましては、パンフレットの「みどりを守る」の部分に、実際に保護樹木、保護樹林、保護生けがきのそれぞれの補助金額あるいは基準等が記載されてございます。

あわせて、昭和58年の9月から樹木保険制度を導入して、保護指定を受けている樹木、樹林等で事故があった場合、それについては、例えば台風や強風によって枝が折れたりとか木が倒れたりといった場合には、物損事故、人身事故について、区が所有者にかわり契約している保険から保険金を支払うという形で、所有者の負担を少しでも軽減できるように導入してきております。

平成18年3月20日付で「みどりの条例」の改正により、敷地面積にかかわらず建築行為等を行う場合や、20台以上の自動車駐車場を設置する場合には、緑化計画の提出をお願いしているところです。

そのほか、区民から寄付の申し出があった樹木を公共施設で活用する寄付樹木制度や、300平方メートル以上の樹林地を無償で借地し、区民に開放しながら樹林地の長期保全を行う市民緑地いこいの森の設置を行っているところでございます。

平成16年8月には、大都市東京の貴重なみどりである屋敷林を初め、生けがき、農地、寺社林、民間グラウンドの私的なみどりを守るために、当時の石原国土交通大臣、近隣5区市長をお招きして、都市のみどりを守る緊急フォーラムを開催し、その後、近隣区市と国と都で構成する「東京みどりの研究会」として活動しているところです。

次に、「みどりを創る」でございしますが、区民にとって最も身近なみどりは住宅地のみどりということで、みどりの実態調査の結果でも、区内のみどりの約半分は個人のみどりが占めているところです。個人の庭などのみどりの増加を図るとともに、みどりを育てることをお願いするというので、具体的な事業としては、白書のほうに接道部緑化助成、屋上・壁面緑化助成、苗木の配布、区営苗圃の運営などを行っていますということですが、一応パンフレットを開いていただいて、「みどりを創る」の部分にそれぞれ緑化計画書の提出、あるいは接道部緑化助成、屋上・壁面緑化助成のそれぞれの基準と助成額等について記載されてございます。

接道部緑化助成については、豊かな緑地景観の向上や防災性の向上、住環境整備の一環として、道に面した部分の生けがき化等に対して、既存の塀の撤去と生けがき等の造成費用の一部を助成するものでございます。

屋上・壁面緑化助成、ヒートランド現象や都市型水害などを緩和して、潤いのある生活空間を創出するために、平成14年の10月に創設してございます。

また、みどりの普及、家庭でのみどりづくりのため、イベントの開催者に苗木の配布を行っています。

一方、区内の農地保全などのため、苗木の育成を営農団体に委託し、区民から寄付のあった樹木の仮植地として区営苗圃を4カ所運営しているところでございます。そのほか、区立学校の緑地化など、区立施設の緑化工事や維持管理を積極的に進めております。

「みどりを育てる」という部分でいくと、みどりの育成協定であるとか緑地協定といったみどりに関する協定を区民等と締結するなどして、苗木の供給や補助金の支給などを行っているところでございます。

また、緑化への関心・意識の向上を目指して、みどりの新聞として「みどりひと」の発行を行っています。

あと、みどりのイベント、みどりの講座などを開催しています。さらに、お子さんのときから、みどりを初めとする自然を大切にすることを目的として、小学校5年生向けの緑化副読本として、「みどりとわたしたち」を作成し、配布してございます。

平成14年に、21世紀ビジョンで、区民がつくるみどりの都市杉並の実現に向けて、自らの発想と生活者の視点から、地域のみどりを守り、増やし育てていくことを目的に、「みどりのボランティア杉並」が活動を始めてきたところでございます。詳細についてはそれ以降に書かれてございますが、「みどりの基金」も区民、事業者等の寄付金を区内のみどりの保全・創出に活用するために創設し、運営、寄付活動をしてございます。

区民の緑化に関する相談にこたえるため、区立塚山公園に、図書閲覧コーナーを備えたみどりの相談所を毎週土曜日、日曜日に開催しているところでございます。公園の一角には、緑化モデル園、生け垣の見本などを掲示してございます。詳細につきましては、それぞれ「みどりのボランティア杉並」の活動、「みどりの基金」の内容、「花咲かせ隊」を初めとする住民組織による花壇管理、「公園育て組」の始動等、細かいことについては後ほどご質問等でお答えしたいと思います。

みどりの調査・企画としましては、「杉並区みどりの基本計画」の目標を実現するために、区内のみどりを取り巻く社会情勢や将来動向の予測をしつつ、緑化の対策を講ずるための調査・企画の充実を図っております。条例では、おおむね

| | |
|------------------|--|
| <p>まちづくり推進課長</p> | <p>5年ごとに、区内のみどりの実態を把握する「みどりの実態調査」を実施し、その結果を緑化施策の見直しなどに活用して、これまで、19年の環境白書ですので、14年の7回実施ということですが、19年度環境清掃審議会でも7月ごろの報告をさせていただきましたが、19年まで8回実施しております。</p> <p>新たな緑化施策としては、「杉並区みどりのベルトづくり計画」、「みどりのリサイクル計画」などを策定し、平成17年には「みどりの実態調査」の結果やこれまでの変化などを踏まえて、既定の緑化施策の見直しや再構築をするなどして、「杉並区みどりの基本計画」の一部を改定してございます。</p> <p>「みどりの実態調査」の内容につきましては、これは14年のデータでございますが、大きく言えるのは、樹木被覆地は増加しておりますが、草地・農地については大幅に減少してきているというのが実態でございます。</p> <p>次のページに樹木調査の結果が出てございますが、形態別の樹林の構成としては、公的樹林に対して私的樹林の面積が非常に多いというのが実態でございます。</p> <p>接道部については、区内の道路に面した部分の調査を平成9年度から実施してございますが、平成14年が2回目でございます。内訳としては、記載のとおり、植え込み地等が約8%、緑化フェンス等が7%、生けがき等が2.8%など、接道部全体の19.5%が平成14年の段階では緑化されております。緑化が可能な部分は約43%ございます。というのが14年の実態調査の結果で、左側に接道部の緑化状況が示してございます。</p> <p>みどりについては以上で、簡単ではございますが、私の説明をこれで終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、杉並区景観条例の概要についてご説明を申し上げます。まちづくり推進課長でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>資料は、「杉並区景観条例の概要」ということで、A3横型のカラー印刷の1枚の紙をご用意してございますので、そちらをご覧くださいと思います。こちらは、景観条例ということで、昨年20年4月、第4回区議会の定例会でご審議をいただきまして、条例可決をしたものでございます。昨年の12月9日に公付してございます。施行につきましては、東京都の景観行政団体を譲り受けた後の施行ということで、ことしの4月を目途に現在東京都と調整中でございますが、その概要をご説明申し上げます。</p> <p>まず、右側に杉並区の景観の現状を書いてございます。皆様のご存じのとおり</p> |
|------------------|--|

り、みどり豊かな住宅都市あるいは善福寺川などの河川が流れる景観、そしてJRなどの駅のにぎわいのあるまちというような杉並区の特徴がございます。そのようなものを守り、育てていくという考え方を持っております。

また、これまでも杉並区、条例をつくる前から景観・まちづくりについては取り組んでございまして、荻窪の大田黒公園の周辺地区などは積極的に取り組んでまいりました。そのほか、「まちデザイン賞」などを行ってございました。このようなものの根拠ということでも景観条例を考えてございます。

さらに、下のほうに、景観法の制定と書いてございますが、平成16年に景観法が制定をされてございますので、それを根拠にして今回条例をつくったものでございます。

条例の主な内容といたしまして、中央部分の青い部分でございまして、まず景観法に基づく景観計画というものを定めることにしてございます。具体的な景観計画の中身については、これから平成21年度に策定をするという作業を考えてございます。

2番目に、届け出をしていただくような形を考えてございます。一定規模以上の建築物などにつきまして、区民の皆様から届け出をしていただき、配置とかデザイン、色彩などについて一定の基準に従っていただくようなことを考えてございます。

中ほどに参りまして、景観形成指針ということで、大規模な建築物あるいは公共施設などにつきましては、周囲に与える影響が大きいものですので、一定の指針をつくりまして、基準を示させていただき予定でございまして。

大きな建物につきましては、事前協議という制度をつくりまして、かなり早い段階から区と事業者と協議をしていただくという仕組みを考えてございます。

景観法に基づきまして、景観重要建造物という指定制度を導入いたしまして、住宅都市の歴史を受け継いでいきたいと考えてございます。

そして、仕掛けとして、そういう事前協議あるいは景観重要建造物、景観計画などをつくる際に、第三者機関としてご審議をしていただく景観審議会を設置する予定でございまして。

下のほうに参りまして、自主的な規制ということで、景観法に基づきます景観協定を締結できるような仕組みを考えてございます。

そして最後に、表彰制度を、これまでも表彰は行ってまいりましたが、条例に明記をしております。

| | |
|-------------|--|
| <p>環境課長</p> | <p>このような主な内容を条例として規定を既にしてございます。特に右側のほうに参りまして、景観計画の策定ということをご想定してございますが、具体的な施策、目標、基本方針、あるいは工事の規制に関する基準などにつきましては、景観計画で定める予定でございます。こちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、平成21年度にこの条例をもとに景観計画の策定に取り組む予定でございます。その計画を一定の手続を経まして策定をさせていただいた後に、具体的に景観事業をまた進めていけるものと考えてございます。その結果、みどり豊かな美しい住宅都市杉並の継承と創出を積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。景観計画の主な内容といたしましては、以上でございます。</p> <p>今まで説明させていただいたみどりの関係については、基本目標 の関係ということでご理解いただきたいと思っております。</p> <p>景観に関して、基本目標 については取り組みの方向が2つございますので、その中の今の景観に関しては取り組みの方向2ということで、「個性と美、やすらぎに満ちたまちなみをつくる」取り組みということでご理解いただきたいと思っております。</p> <p>最後になりますが、基本目標 中の取り組みの方向の1、「美しく清潔なまちへの取り組み」ということで、区としてどういう取り組みをするかということていろいろなことがあります。特に今日お話しをするのは、路上禁煙地区ということで、安全美化条例と書いてあるパンフレットと、路上禁煙地区が6カ所あるというチラシの資料をご覧ください。これは取り組みの中で、平成10年につくった「清潔で美しい杉並をみんなで作る条例」を改正して、平成15年10月1日に「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」として施行しています。</p> <p>路上禁煙地区が、区内に6カ所指定をさせていただいておりまして裏面を見ていただきますと、JR4駅、井の頭線の高井戸駅周辺、西武線の上井草駅周辺ということ。その部分についてはたばこを路上で吸ってはいけないという規定になっています。</p> <p>そこでは、過料を取る規定がございますが、今現在のところ過料を取る規定を適用していないというものでございます。歩きたばこは、区内全域では吸ってはいけないという規定になっていますが、路上禁煙地区では歩きたばこ以外、そこで立ちどまって吸ってもいけないということになっていまして、そこについては罰則として過料を取る規定が制定されていますが、適用されていないというものでございます。</p> |
|-------------|--|

| | |
|------------------|---|
| <p>コンサルタント会社</p> | <p>前回、委員から「できているものと、実際実施されていたがうまくいっていないものはどうか」とご質問がありましたが、その辺については今回ではなく、次回、論点整理等含めて一緒に説明をさせていただいて、今度まとめのほうで実際に皆さん方のご意見をいただきたいと思います。</p> <p>今日もう一つ配らせていただきました区民アンケートの調査結果、前回ご意見がありましたその類型ですか、属性別の傾向を若干とらせていただきましたので、説明させていただきたいと思います。</p> <p>アンケートの説明をさせていただきます。</p> <p>まず、「区民意識アンケート調査結果」ということで、改めて前回速報でお出ししましたものの確定の数字を、こちらの「区民意識アンケート調査結果」でお示しさせていただきました。これについては、基本的な傾向は前回と大きく変わっておりませんので、改めてご確認いただければと思います。</p> <p>もう一つ、「アンケート調査結果 追加資料」ということで、前回のときに職業別で傾向がどのように違うのかというご指摘をいただいたのと、杉並区環境基本計画の認知状況がどのような属性で高く、どのような属性別でそこら辺どうなっているのかということをご指摘いただきましたので、こちらにつきましては、職業の比較は全部比較をしてしまいますと膨大な量になってしまいましたので、今回は「杉並区の現在のイメージ」と「今後望ましいイメージ」、「住まい周辺の環境の比較」というところで、現在と10年前との比較を出させていただきました。</p> <p>結果の追加資料だけ簡単に説明させていただきますと、まず「現在のイメージ」ですと、ご指摘があった専業主婦のところ、「だれもが安心して暮らせるまち」と、「にぎやかで活気あふれるまち」というのが若干全体に比べると割合と低いか、ポイントが低いというところが見受けられました。</p> <p>次に、「住まい周辺の環境に対する満足度」というところで、各個々につきましては高いところ、低いところ属性別にありますが、全般的に見ましたところ、自営業の方が各項目で比較的评价がからいといいますが、満足度が全体的に見まして低目かなという傾向が見受けられました。</p> <p>こちらのほうは、ページが10ページぐらいまで飛んで失礼しますが、「10年前との比較」につきましても、自営業の方が全般的にトータルで見ますと、各項目で全般的に評価が低かったかなというところが見受けられました。</p> <p>最後、18ページの「総合評価」につきましても、自営業の方のみ平均よりはマ</p> |
|------------------|---|

| | |
|--------------|--|
| <p>部 会 長</p> | <p>イナスになっているということで、ご指摘があった専業主婦の方というよりは自営業の方で全体的な評価がちょっと低目かなというところがありまして、これについては他の職種も含めまして、計画のほうにどのように反映させるかということと事務局の区の方と相談させていただきながら、整理をさらに進めさせていただきたいと思います。</p> <p>「望ましいイメージ」につきましては、逆に、専業主婦の方のところで、「だれもが安心して暮らせるまち」がほかよりも高目には出てきているというところで、ここでは自営業の方が特徴的にどかがというところはなかったです。</p> <p>続きまして、20ページに参りますが、杉並区環境基本計画の認知の状況を各属性で比較しますと、(2)の年代別のところで、年代が高くなるにつれて、「内容は知らないが聞いたことはある」という割合が高くなっていると。職業ですと、主婦の方が比較的「内容は知らないが聞いたことがある」ということが高いというような状況です。</p> <p>最後のページになりますが、同様に居住年数でも、居住年数が高い方のほうが、「内容は知らないが聞いたことはある」というところが高くなっているという傾向が見られました。</p> <p>今回の結果を踏まえまして、さらに属性別であるとか、あと地域別というところを深く見ていきまして、計画にどのように反映させるかをご相談させていただきながら、有効に活用していきたいと思っておりますので、よろしく願います。以上です。</p> <p>よろしいですか。それでは、順番で、まずみどりの自然環境の保全から入っていききたいと思います。</p> <p>これにつきましては、今日ご説明がりましたが、20年度の白書の実績というのがありますね。これで数値的なものは一応一部入っていたのですが、先ほど定性的におっしゃったように、樹木のほうは増えているが、農地は相変わらずこの5年間でも減ってきているというお話で、特徴としてはそこだと見ておけばよろしいですか。</p> <p>それでは、今のご説明も含めまして、基本計画書、それと前回送っていただいた19年度の実績にありますこの間の傾向、20年度の白書での実績、この辺を踏まえながらご質疑をいただければと思いますが、どなたかからご発言ございますでしょうか。</p> <p>前回の段階で、基本目標ということについての構成は変える必要はないという</p> |
|--------------|--|

| | |
|--------------|--|
| <p>K 委 員</p> | <p>ことで、この基本目標の につまましては、連続したみどりの保全・創出をする仕組み、それと自然生態系の調査の仕組み、みどりや自然に親しめる仕組みという形で組み込みの方向が書かれていたように思いますが、まずその連続したみどりを創出・保全する仕組みということで制度を整える、樹林や農地を守るという内容が計画書のほうには書いてあります。この前回のこれが一番わかりやすいというか、網羅的には出ていると思いますが、この辺を見ていただきながら、 について、どういう評価、あるいは今後の検討課題があるかということについて、ご意見をいただければと思いますが、どうぞごめいしょうか。お願いします。</p> <p>今、 についてということでしたが、その前に、 、 のこの構成でいいかという話にまた戻して申しわけないと思うのですが、ちょっと見直しまして、 と 続けていきますと、 の例えば99ページのあたりに、また「景観に配慮した道路、公園や水辺の整備」ということで、「みどりのボランティアに参加します」とか、 と でまた同じようなことが繰り返し出てくるような印象がありまして、今のは一例ですけれども。それで、よく内容を詳細に見ていきますと、のほうは、みどりの育成や今のみどりの保全、川を美しくして、生き物を育てよいうというような方針で、 のほうは、それに対してごみを捨てないとか、とにかく環境をクリーンに保とうというようなことの違いなのだなということが読んでいくとわかったのですが、この表示だけ見ていると、 と の違いというのがわかりにくいところがあると思ましたので、もう少し と の違いをはっきりさせるような見出しのつけ方、項目のつけ方みたいなものを考えられたらどうかなということを一つ思いました。</p> <p>それで、例えば97ページにあります取り組みの方向の2の一番上、次につける中見出しみたいなもので、「自然的、歴史的、文化的景観資源を守り、生かす」というような言葉がございませう。この言葉は、もっとトータル的な意味で、例えば 、 を含めても言えることだと思うのです。「自然的、歴史的、文化的景観資源を守るまちをつくる」というような大きな見出しの中で、この とか のものが含まれると言ってもいいぐらい、例えば今言った言葉は総括的な言葉ととれますし、逆に言うと、もっと漠然とした言葉なものですから、その中でこいう97ページの項目が入っているということがどうなのかな。何を言いたいのかというのがこの項目だけですと、よくつかめないところがありますね。</p> <p>何かまた蒸し返す意見かと思ったのですが、例えば、自然的資源を守るということももう のほうにどちらかというを入れるというか、ここの例えば97ページ</p> |
|--------------|--|

| | |
|-------|--|
| 部 会 長 | <p>でしたら、「歴史的、文化的景観資源を守り、生かす」というような項目ですとの違いがわかりやすいなということを考えました。以上です。</p> <p>今のご意見について、どなたか関連でご意見いただけますでしょうか。お願いします。</p> |
| E 委 員 | <p>今、K委員がおっしゃったので、また同じようなことが出てきているのですが、例えば99ページの「みどりのボランティアに参加します」というのではなく、ここのところは前のほうで出ていて、清掃ボランティアの人もすごくいると思うので、もし道路や公園やいろいろな景観に配したなら、むしろ「清掃ボランティアなどに参加します」。もちろんこの上のほうに、「わがまちクリーン大作戦」というのが出ていたのですが、そのほかにも町会の人、すぎなみ環境力エールクラブの人も清掃をやっている、特に「みどりのボランティア」じゃなくて、「清掃ボランティア」でもいいのかなというようなことも思いました。</p> |
| G 委 員 | <p>どうでしょうか、この点についてご意見はございますか。</p> <p>どうぞ、お願いします。</p> |
| M 委 員 | <p>この本の基本計画書の14ページを見ていただければ、特に、中身がダブるということもあるでしょうけども、ここでは明確に、要は言いたいことが入っているのではないかなというのが私の考えですが、どうでしょうか、皆さんは。</p> |
| L 委 員 | <p>要は、今のお話は今どこまで具体的な表現をしていくか、見直しの提案があるのかというそのレベルの問題だと思うのです。前々回でしたか、前回でしたか、各事業ということで、1番から二百何番でしたか、というレベルの細かさのところは、区で具体的に項目として策定していくという基本的なところがあったと思うのですね。</p> <p>その中で、では、どこまでかということで、取り組みの方向1、2、3というレベルと、せいぜい細かくしてもその下のレベルまでだということですよ。そういうところをいうと、やはり十三、四ページのこの体系、ここの両括弧及び丸ナンバーのところレベルぐらいが、少なくともまず部会で審議していくレベルかなと思うのです。今ダブっているというのが出てくるのはその次の段階で、当然出てくるところもある意味では仕方ないと、私は理解しています。</p> |
| 部 会 長 | <p>そのほかの方、何かございますか。</p> <p>私個人の意見で、これは後の集約とは切り離して考えていただきたいのですが、は自然環境を中心に書かれています。のほうで、魅力ある快適なまちづくりという中に、その基盤としての自然が入らないということは、これもまたあ</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>F 委 員</p> | <p>り得ないことですね。歴史的ということ、寺社林などが出てきますが、寺社仏閣も出てきますが、その中の寺社林とか、水辺についてもその歴史とのかかわりのある話が入ってきているものですから、余り切り離すということではない。</p> <p>のほうは、主にその中でも特に自然ということに着目して、それを大事なので言っておこう。のほうは、やはりまち並み、まちづくりという中に自然の話が全然入らないというのもおかしいと私は思っていました。</p> <p>この中でいうと、のほうの(1)の自然的ということと、(2)のところ公園・水辺の整備という、この辺が直接的に自然とかかわる部分で、項目として入っているわけですが、この辺をあえてここから自然という分を捨象して、のほうにできるだけ入れ込むのか、それとも少しダブリがあるが、両方に景観という意味でのくくりという意味と……まちなみというくくりと自然という意味で、最低限ダブリの部分があってもいいのではないかとこのところでまとめていったらどうかというのが、私の個人的な考え方だったのですが。</p> <p>この中で、主に14ページのところでいえば、(2)の1と2の内容が今ご指摘のあった後ろのほうのどこになりますか、ここの97ページから入っているところで、行政的取り組みの中では「自然的景観資源の保全・活用」が98ページのところに組み込まれていると思います。また、99ページのところで、今言った美化活動の参加者、それと区民の活動のところで「公園整備」と、「みどりのボランティアに参加します」というこの2つが入っていますが、再掲ということはありませんが、こういう部分ですね。</p> <p>この辺、ご意見としてもう少し明確に両方の意思といいますが、目標の中の項目を分けたほうがいいのかというご意見と、大局この流れで、今ご意見が出たような形でダブリという意識、とらえ方がなくなるような形でいいのではないかとこの両方があるように思うのですが、そのほかの委員の方のご意見ございませんでしょうか。これは一つのポイントだと思いますので、今のうちに解決しておきたいのですが、お願いします。</p> <p>今おっしゃるような形で、このなりなり、そのままの形でいいだろうと思います。結局、今おっしゃるような形で、自然環境の問題とまちづくりということの中で、それであえて今K委員がおっしゃるように、若干ダブリの部分があるわけですが、その項目の中で、例えば何ページの本との関連があるとか、そういうことを少しずつ括弧づけでも入れておけば、読まれる方についても、じゃその部分、97ページなら97ページの関連は例えば四十何ページにあるとか、そういう</p> |
|--------------|---|

| | |
|--------------|--|
| <p>部 会 長</p> | <p>形での理解が深まるのではないかなと思います。</p> <p>ほかにご意見ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、また議論になるかもわからないのですが、今のような形で、ダブリと感じられるような部分に関しては、特に、 の関係で関連がわかるような形で表記を入れ、あえてダブっている部分を除くということではなく、今の構成を中心に改定をご検討いただくということによろしいでしょうか。</p> <p>では、今の点についてはそういうことでお願いしたいと思います。</p> <p>では、もう一度戻りまして、 、 、基本計画の14ページのところの 、 で見たほうが、我々の議論としてはわかりやすいと思いますが、ここについて特に基本計画上検討いただくような点があればご指摘 いただきたいと思います。</p> <p>まず、この を中心にご議論いただければと思います。前いただいたこのA3の中でいうと、8ページの4と5がその部分に当たるとは思いますが、これを見ていただきながら、お願いします。</p> |
| <p>F 委 員</p> | <p>二、三点質問を兼ねてお願いをしたいと思います。1点目は、先ほどご説明ありましたとおり、20台以上の自動車駐車場を設置する場合には緑化計画を提出するというようなのが義務づけられたという表現でおっしゃったと思いますが、それをスタートされてから実態としてどうなっているかということ、何件ぐらいの計画書を提出していただいて、実際にどこまで緑化が進んでいるのかという点を1点お願いしたいと思います。</p> <p>それから2点目に、これも質問ですが、樹名板づくりという言葉がどこかに出てきたと思いますが、杉並としてはちょっとおこなっているのではないかなと。もっといろいろなところで、私たちも公園なり何なり散歩したら、「あ、この木何の木だろう」と思いながらも、わからないとそのまま通り過ぎてしましますが、あの何とかという木はプレートがついていて、「あれよかったね」という印象があれば、それなりにやっぱりみどりに対する区民の関心というものが深まってくるといって、樹名板づくりの呼びかけをもう少し積極的にお願いできたらいいかなと思います。2点目です。</p> <p>それから、もう1点、これも質問になりますが、先ほどから緑被率という言葉が出てきますが、それ以外に、これは環境基本計画になると、よく似たような言葉が3つ4つ出てくるわけです。私もよくわからないのですが、緑被率以外に、緑視率という言葉があります。それから緑化率という言葉があり、さらにこの区の中には緑地率という言葉があります。その辺あたりも、例えば今すぐ答えて</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>部 会 長</p> | <p>くれとは言いませんが、この最後のところに、この4つの用語の説明の中に定義を入れていただいたら、わかりやすいと思います。</p> <p>私は緑被率しかわかりませんが、6月の晴天の日に飛行機からこうやってというかですね。ただ、問題は、緑被率といった場合に、例えば1メートル四方の土地、裸地があって、そこに木があって、直径2メートルの園芸をつくると、緑被率は3.14倍になるのですね。そうすると、今の二十何%と言われても、果たしてそれが本当に環境のためにいいのかなのか。もう少しやっぱりその辺の、いわゆる雨水をそのまま地下に浸透させる、返すというような面からのその辺の表現の仕方というものがあるのではないかなと思いましたので、こんな質問をさせていただきます。</p> <p>以上です。</p> <p>どうでしょうか。</p> <p>確かに、この基本目標のところでも、現状のところでも緑地率、緑被率、いろいろな目標値が書いてありますが、これはどうでしょうか。それを含めて今のご質問にお答えいただけますでしょうか。</p> |
| <p>みどり公園課長</p> | <p>幾つかいただいて、幾つか用語があることについては、定義をしてきたほうがいいという話はもっともかなと。ただ、緑被率というその意味合いがどうかというよりは、23区どこも緑被率については大体調査を行って、比較データがある面で行けば可能であるというのと、先ほども申しましたように、48年から実際に調査をしてきていますんで、経年変化が見やすいということで、緑被率をみどりの覆われている部分の指標と。</p> <p>おっしゃられるように、例えば個人の敷地の中にあるものが道路に出ていると、その部分もカウントしますし、隣の敷地に出ている部分も当然カウントしますので、それがおっしゃられるようにすべて自然面であるかどうかというのは、建物を、特に杉並区の場合は2階建てより高い建物が少ないですから、それより大きな木が家を覆っていれば、当然その下の部分は構造物だったりする場所も最近では多くなっている。昔は木の下に家を建てるよりは、空き地のほうが多かった時代があったという部分で行けば、先ほど申しましたように、草地であるとか農地が大幅に減って、樹木被覆地が増えているというのはそういう状況をあらわしているのかなとも思っています。</p> <p>用語については、確かに、緑被率、緑化率であるとか、緑地率であるとかという細かい説明は、また定義等をもし入れられるようであれば、どこかに入れさせていただきます。ただ、大きな、ほかとの比較が可能であるとか、区として経年的に</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>部 会 長 L 委 員</p> | <p>とっているという指標としては緑被率が一番わかりやすいというだけで、それが実態をあらわしているかどうかというのは、おっしゃられるように、それはあくまでも指標とご理解いただきたいかと思います。</p> <p>20台以上の駐車場の義務づけについては、条例改正した後からまだ年数的にはここ一、二年ということなので、いろいろな意味で、これは駐車場単体としては、やっていますが、20台以上の駐車場というのは、今既にあるものの届けが出るわけではないので、新たにつくる場合の届け出をいただく件数というのはそれほど数的にはないと、具体的な数字は今手元にはないので、調べさせていただいて、後で報告させていただきます。</p> <p>さらに言わせていただくと、緑化できる面積も、例えば建物の場合は建物以外の敷地に対して一定割合ということをお願いはしているのですが、駐車場の場合は、車を止めたり、利用できる以外のスペースの中で可能な限りの緑化をある程度基準として設けてお願いしているというのが実情かなと。もう一度調べさせていただいて、お答えさせていただきたい。</p> <p>樹名板という話がありましたが、主にはボランティアの方と一緒に、樹名板制作というのが非常に取っかかりとしては皆さんやりやすいということで、地域大学の講座の中でも樹名板つくっていただいたり、それをどこかにつけていただくという活動で、区として、例えば公園を新たにつくるときに、なかなか今予算がつかないので、樹名板つけられないところもありますが、そういった活動の一環として区民の方とつくっていくというのが今の状況とご理解いただきたいと思います。</p> <p>どうぞ、お願いします。</p> <p>今の話に直接は余り関係ないかもしれないのですが、先ほどの取り組みの現状と課題ということで、ご説明、ご報告がありましたが、この中で1点、だからどう考えればいいのかというようなところを感じたのですが、緑被率が増える、増えてきた、いいことだ。で、どういう理由で増えたかということ、木が経年で大きくなったから緑被率が増えたのだと。それはもっともなことと、当たり前のことであって、そういうとらえ方でいいのかと思ったのが1点です。</p> <p>もう1点は、草地・農地が減っていく、これもやむを得ないことだろうと思うのですが、この現状と課題の中で、どれも当たり前だ、やむを得ないということの報告なので、これをこれからどうとらえて展開していくのに役に立つのかなと思うと、いま一つ非常にこの内容というのが利用しにくいと思うのです。</p> |
|------------------------|---|

| | |
|------------------------|---|
| <p>部 会 長 C 委 員</p> | <p>この緑被率のとらえ方というようなものはそのとおりですが、もともとそのくらいに10年後にはなるという計画は持てるわけです。CO₂、あるいは都市の景観は年々変わっていく、ある意味よりよくなっていくというのは、最初に小さい苗木1本植えたときにわかっていることで、その辺をどうとらえていて、これだけよくなったと評価するのが本当はいいのではないかなと思うのです。一気に最初の姿ということもないのかもしれませんが、その辺をこれから組み込んで、景観がよくなったとか、自然環境が保全されているというような考え方にしないと、最初から見えている、100年後にはこうなるよというのはわかるわけですが、だからよくなったと、今現在評価しつつ進んでいいのかなと思ったのです。その辺を踏まえた基本目標の設定の仕方にするのがいいな、しておきたいなと、この内容から思いました。</p> <p>それと、この中に具体的には触れられていないのですが、基本目標の(3)の、 、 、この辺になるのでしょうか。この 、 、 の次の3けたの項目になるのかもしれませんが、具体的にどの地域を水などに触れ合う場とできるのか、するのかといったところまで踏み込んで、その辺も長い視点でここまで進んだという評価をしていくというのも、今現在の目標設定の項目に適切ではないかと思うのですが、その辺を踏まえてつくっていくのがよろしいのではないかと思います。以上です。</p> <p>関連で、どうぞお願いします。</p> <p>まず、水に関してですが、みどりだけではなくて、みどりと水のネットワークということで、ここに で記されております。杉並区には水源の源流がある川が2つあるかと思えます。ほかにも神田川とか、玉川上水とかもございますし、非常に川という環境的には恵まれている区ではないかな、というのは杉並区の特徴の一つにもなっているかと思うのです。ですから、それを生かしたいいろいろなまちづくりとか対策というのは、やはり環境基本計画の中にも一つ重要な位置を占めてくるのではないかと考えております。</p> <p>そこで、川についてここでいろいろ政策が立てられておりますが、やはり一番基本というのは水質の問題だと思っているのです。川の水がきれいになりませんと、身近な水辺というようなことを進めようと思っても、それはなかなかうまくいかないのではないかと思います。</p> <p>したがって、私、前に申し上げましたが、水質の問題で一番ネックなのは、合流式下水道からの雨天時の排水、これがやはりどうしてもネックになって</p> |
|------------------------|---|

| | |
|--------------|---|
| <p>部 会 長</p> | <p>きます。この問題について区として対応をしていくということが、この基本計画の中でも求められてくるのではないのかなと思っておりまして、この辺をこの計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。</p> <p>もう1点はみどりのほうですが、このみどりの中の一つの政策で、みどりの寄付制度ですか、引っ越しなどに伴って伐採されてしまう樹木を区に寄付してもらうという制度が一つございますが、これがどの程度実際に動いているのか、この辺のご説明をしていただきたいと思います。</p> <p>というのは、私の家、永福町にあります。すぐ前のかなり大きな、うっそうたる大きな樹木が生えている庭があった住宅があったのですが、最近それがすべて伐採されて売られてしまったと。きれいに更地の状態になっているんですね。本当に一抱えもあるようなカエデの木とかそういうのもあったのですが、残すのかなと思って見ていたら、結果的にはすべてなくなってしまったという状態です。</p> <p>樹林地が広がっているというお話で、それは確かにそうだと思うのですが、その樹木、みどりの質からいったときに、古くからある、もう何十年もたっているような立派な木がかなり伐採されてきて、新しく区のほうで植えられた木とか、そういうまだ小さな木ですか、そういうのは面積としては増えているのかなと思いますので、やはり今までの個人の家などにあるそういう立派な樹木、そういうものの保存というのもぜひ必要かと思っております。以上です。</p> <p>ここで切らせていただいて、最初のL委員のご提起は、いわゆるこの計画の中で、もう少し計画的に動かせる部分というものははっきりすべきではないかということに近かったという気もするのですが、農地面積が過去10年でも3分の1ぐらいに低下している。草地と農地で、3.云々という数値が今1.3、1.4ぐらいに減っているという。10年でも3分の1まで落ちてきているという、こういう流れに対してこの基本計画の中でどういうとらえ方をするのか。</p> <p>それと、今のお二人のご意見にもありましたように、樹木の質とか、それから当然農地が減っていく、あるいは建物が建てかえられるという中で、既存樹木というものがかなり欠損していくということはあると思うのです。非常にお金がかかって、区が対応していただけないというのは私が住んでいる区でもあるのですが、この辺についても含めて、計画的にどういうふうにもどりを守るのかということがもう一つ必要ではないかということ。</p> <p>後のほうのご質問では、水系環境の問題の中で、前、公害のところでも出まし</p> |
|--------------|---|

みどり公園課長

たが、水質について、合流管渠の問題が簡単に解決できず、当然区だけでできることではないと思うのですが、中・長期的な考え方とか、基本的に将来はこうしていくのだということはある程度盛り込めないかというのがC委員のご意見だったと思うのですが、この辺についてお答えいただけますか。別に結論を出せということではないので。

わかりました。

今、ご指摘のように、一つは、木は植えれば大きくなるという話もありますが、先ほども言いましたように、緑化計画をお願いして、48年からだんだん基準を厳しくして、「みどりの条例」を改正してからすべての建築に当たっては区として緑化をお願いしているということで、それが将来的に大きくなってきたというか、植えてもらわないと大きくなってはこなかったのです。当然建築主さん、なるべく経費を下げるという部分でいけば、緑化を区として指導してこなければこういうふうにはならなかったのかなと思っています。建物が建っていない空気があっても、すべてにみどりを植えていただけるわけではなくて、駐車場に使ったりいろいろな形で、なかなか木を植えられていないところを、区としてお願いして、接道部分を含めても植えていただいていたとは思っております。ですから、木は植えたら大きくなると言われても、植えてもらわないと大きくはならないので、区としてはそれなりに努力を今までしてきたと思っています。それが出でなかったのかもしれないのですが。

質の話で言われると、単純に言えば、確かに言われるように、そういった緑化をお願いする中で既存の木をもし残さなかった場合には、その緑化計画の中ではなるべく残していただくようお願いする一方で、残せない場合には、その緑化基準に合うような形で新たに木を植えていただくというような形を現在しています。なかなかその辺が問題で、質という話でいけば、区としても、できれば既存の木を残せるものであれば残していただきたいのですが、相手先にもそれなりの理由があって残らないという。

あるいは、先ほど寄付樹木の制度がある、制度としてはございますが、なかなか移植をして、区のほうに持っていくときに、木が移植して活着して、木がそのまま残るかというのは、大きさによる基準もあったり、手をかけるとすると期間がどうしてもかかったり、時期的なものがあったりしてなかなか難しい場合が多いというのが実情なのです。それでも、一定程度は区のほうへご寄付をいただいたり、区内の公園や公共施設に移す場合もあります。

| | |
|-------|--|
| | <p>ただ、どうしてもそういうものは大きなものではなくて、直径が、多分大きくても、（E委員が手を使って示した形を見て）そうですね、それぐらいの残り大きくはないものというふうにならざるを得ないのが実情でございます。大きい木をどうやって残していくかというのは、区としては大きな課題とっておりますし、ただ、すべての木をどうやって、開発に合わせて残すばかりでなくて、例えば所有者さんもいろいろな事情の中で残せない場合もありますので、残したいという方はそれにできるだけ支援ができるように今後考えていかなければいけないと思っております。</p> |
| 部 会 長 | <p>L委員のお話で、少し計画的なものとの考え方というか。</p> |
| L 委 員 | <p>ひょっとして誤解されている可能性を今感じたので、私が先ほど申し上げたものに補足をしますと、緑被率が上がるというのは、確かに努力をした結果というのは当然だと思います。努力がなかったら、裸地のままになってしまうわけですから当然なのですが、植えたときに樹木がカバーできる通常のいわゆる水平投影面積というかな、あるいは植えることができる裸地面積というのはわかるわけですよ。そうすると、中・高木、低木によって、どのくらいまで幅が出るかなというのわかるわけです。</p> <p>したがって、その辺は計画段階から、何年後には適切な維持管理をやっていけばこのくらいの緑被面積、緑被率はとれるというのは計算上出るわけですね。したがって、その辺も加味して、年々、5年ごとの緑被面積が増えたとか減ったとかというような評価にとどまらずに、当初から適切な維持管理も評価項目に入れるし、立ち枯れる場合もあるし、そういうことも含めてとらえるようにして、より自然環境への取り組みというのが評価できるように目標を考えると、どれだけ努力しているかというの見えるのではないかなという意味合いです。そういう意味合いで申し上げたのです。そういうとらえ方をしていくのがいいのではないかな。ただ、それをとらえるにはいろいろな技術的な問題もあるかと思います。その辺も含めてどう進めていくのかというのが、3けたナンバーのその次になるかもしれませんが、具体的方策になるのかもしれませんが、その辺が私が申し上げたかったところなのです。ということなのです。</p> <p>それから、水辺云々というのは、先週申し上げた、長い目で見れば十分余地のある緑地があるわけですから、グラウンドですとか、その辺を積極的に取り組むというスケジュール、手順を考えておいて積極的に取り組んでいく。そうするとその辺でも、グラウンド、みどりからいうと裸地ですよ。裸の土地は木を植えれ</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>部 会 長</p> | <p>ば緑被率は上がるのですね。といったようなことだとか、親水というような意味合いからも、計画の立て方によっては水などに触れ合う場というのが非常に有効に増えていくということになるので、そういうことを今後も含めて目標を設定していくのが、私はいいなということです。</p> <p>そろそろ時間も1時間ちょっとたっています。まず についてですけども、大きい枠組みは変える必要はないということで、取り組みの方向として、ここでは 、 、 という形で書かれています。保全・創出する仕組み、取り組みということと、 で、自然生態系の調査への取り組み、 で、みどりや自然に親しめる取り組みという、大きいことの中に各項目が3項目ほど入っているという体系になっていますけれども、ご意見としては一つ.....</p> |
| <p>A 委 員</p> | <p>もうまとめに入ってしまうのですか。</p> |
| <p>部 会 長</p> | <p>あ、まとめと言いますか、どうぞ、お願いいたします。</p> |
| <p>A 委 員</p> | <p>言わせていただいてもいいですか。まとめに今入ってしまうみたいだったので。</p> <p>今、 の項目の中で、赤いのがついているのが5つあるのですが、この中で今多分緑被率、とても努力されて、前期のときの緑被率を設定するときに、環境清掃審議会で二十幾つ、22とか低い数値を出されてきた。25に、意見を申し上げていただいて、すごい努力をされているという評価をしたいと思うのですね。それで、その結果もやっぱりついてきていると思うのです。地道な努力、とても実っていると思うのです。</p> <p>でも、今この中でとても大きな問題で、特別保全地区というのが指定検討と書いてありますが、これが今区内は多分これ、検討で未実施ですから、ゼロというふうに理解してよろしいのでしょうか。まず一つ。</p> <p>それで、もしゼロであるならば、例えば、これを検討ということがあるということは、区内にその対象予定地というか、可能性のある土地という、民間のものだったり何かするのだと思うのですが、そういうものがあるのであればどの程度候補地があるのかどうか、その辺も知らせていただきたいのと、できればやっぱりこの辺一つ指定することによって、そういうもの企業のグラウンドが例えばなくなってしまうのが多少でも足かせになれば、とても大きな一発逆転みたいな数値になると思うのですね。悪くなる方向に対して足かせができると思うのです。ですから、こういうものも努力を重ねるべきだと思うので、きちっと見直しておきたいなと思います。</p> <p>それと、親水プロムナードのところ、計画が9万3,000で約2万増加という</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>みどり公園課長</p> | <p>予定で、これが全くそのまま9万3,000ということ残っていますので、全く未実施ということで手がつかない状態だと思うのですが、この辺はちょっと状況としてはやっぱり大きい数字ですから、しかも水とみどりと一体になった土地ですから、生物の生息環境としてはとても大事なところなので、ぜひこの辺も前向きに努力すべき目標の中で最優先科目かなって私どもは思うのですね、通常の。先ほど委員が言われたように、善福寺川、例えば子どもたちの環境教育やっていて、とても水質が悪いときの状況とかありますので、そういうものを含めて、分流化ということをかなり前向きに持っていきながら、こういうものを長期的に整備していくべき優先課題だと考えています。この辺の再度の確認。</p> <p>もう一つ、農地・草地在なくなっているという話がありましたが、その辺で今、最後のところの区民農園のところ、果樹園がなくなっている。区民農園の面積も実は2,000区画だったのが、今1,749に減っていると。しかも、目標に2,500区画と挙げていますので、できれば、今区民農園は需要も高いですから、応募は抽選されていると思うので、ぜひこの辺も努力して確保できれば、それだけのみどりを守っていくとか、耕していける。H委員は、区民農地ではちょっと評価が違うと言われましたが、少なくとも裸地よりはいいと思いますので、その辺、できればこの3点、課題としてはかなり評価して見直していきたいと思っています。さっきの、公園の緑地のことだけちょっと。</p> <p>特別緑地保全地区、制度的に言えば、凍結保存型の制度でございます。建物は、そこにある建物しか建ちません。それ以外のものは、木竹の伐採にしてもすべて規制がかかります。所有者が持っていたとしても、ほとんど利用の可能性のない土地になるということで、区内には今1カ所ございます。大宮八幡一帯が特別緑地保全地区に指定されてございます。その一部に、家の宅地が3カ所あるのが、今、杉並区内の特別緑地保全地区です。</p> <p>最近では、昭和48年に都市緑地保全法ができた当初にできて、その後、昭和51年ぐらいに都市計画の変更をかけて、東京都が都市計画公園の見直しをかけて、特別緑地保全地区にしたのが大宮八幡を含めて、何カ所か都内にはございます。ただ、実態上規制がかかっていて、規制がかかっていたものについて区域がなかなか解除できないと。その場合、不利益の損失補償をしたり、あるいは買い取り申し出があった場合に、特別緑地保全地区を保全するということで買い取るというような制度で、現在23区内では、一昨年の12月に練馬区がその屋敷林一帯を特別緑地保全地区にかけたというのが一つ事例ではございます。</p> |
|----------------|--|

| | |
|--------------|--|
| <p>E 委 員</p> | <p>なかなか、そういった意味で規制がかかっていますので、所有者さんの同意がないとできないという制度ですが、その樹林を残したいという所有者さんの思いがあったりする中で、相続税の評価額は8割減免になるということで、樹林地を残す一つの制度としては有効と考えていますので、今後も区としては検討ということで、指定はできていませんが、当然樹林地の保全の一つのカードとしては持っていきたいと思っています。</p> <p>あと、2つありましたよね。水辺の話は、これ担当所管が違うので、数字が合っているかどうかわからないのですが、当然ある程度プロムナード整備ができるところはかなり進んではきています。一方で、水害があって、今河川監視をかけている場所であったりとか、あるいは善福寺川の上流部のように沿道の整備が難しい箇所とかありますので、なかなかすべてはできないのかなと。できるところは、これまでも神田川沿いにしても、善福寺川沿いにしても、区としてはやっていますので、今後もそういった河川改修の中で進められていくと理解はしているのですが、なかなか進んでないというのが実情なのかと思っています。</p> <p>区民農園もまた所管が違うのですが、当然これも生産緑地をお持ちの方がお貸しいただいたものを区として整備して、区民の方に抽選で2年間ですか、お貸ししている制度ですが、ここのところで大きなところが諸般の事情で返すようになったりとか、そういったことがあって目標面積に達してない部分とか。区としてはそれなりに地主さんのほうからオファーがあれば、積極的にやっていきたいと考えているというふうに、所管ではそう対応はしてきているかな。</p> <p>ですから、なくなる分をほかで補填したりとか、去年、今年にかけても、区画的には目標値には達してないですから、新たにつくったりとかしていますので、なかなか農業をやられている方が、区に無償でお貸しいただくという機会がないもので増えてないのかなと思っています。それなりに目標に向けては努力していきましょうと思っています。</p> <p>これ、ミスプリントではないかと思うところが1カ所ありまして、116番の、市民緑地の設置というのが未実施ってなっていますが、実施されているのではないかと思います。既に市民緑地の中に、この今日のパンフレットにもありまして、区内の300平方メートル云々というのに市民緑地の設置というのも、今年のも入れると3つ目ができているはずなので、実施だと思うのですが、いかがでしょうか。5ページです、既にたしか私の知っているところによると、もちろんここに2個書いてあるし、3つ目が井草のほうにも今年できたはずです。</p> |
|--------------|--|

| | |
|---------|---|
| 環境課長 | 調べてみます。 |
| E 委員 | だって、ここにちゃんと市民緑地ってもうパンフレットにも出ていますよ。だから、当然実施ではないのかなと思って。 |
| 環境課長 | 実施事項になるという。 |
| E 委員 | そう、実施だと思うのです。ここに書いてあるし。 |
| みどり公園課長 | いや、たまたま何か変更で抜けていたのだと。 |
| E 委員 | だから、きっと間違いじゃないかなと思っています。 |
| 環境課長 | それ調べさせてくれますか。 |
| E 委員 | はい、今度3つ目がたしかできたはず、井草のほうにも。 |
| 部会長 | どうでしょうか。この基本目標 については、検討の方向は今日の話で出たということで、積極的な意味でかなり財政的な負担もかかるようなものとか、区民の方の調整が必要な部分もあるけれども、なかなかできていない部分について、もう少し計画の中で積極的な取り組みの方向を打ち出す必要があるのではないかとということも出たと思います。 |
| | 先ほどの善福寺川の水質の議論、こういうのも目標の改定する上での視点としては非常に重要だと思いますので、ぜひ記述いただいて、どういう方向で検討するかということも次回にも少し議論していただければと思いますが、よろしいですか。 |
| | それでは、一応基本目標 は一度置いて、基本目標 について、ご意見を出していただければと思います。目標 では、「美しく清潔なまちへの取り組み」、美化の話、それとその「個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる」という、この大きく2つの項目が入っておりますが、これについて改定面で特に検討する必要がある箇所についてご指摘いただければと思います。どうでしょうか。どうぞ、お願いします。 |
| J 委員 | 以前の会で多分お話出ていました、自転車が走れる道を増やすような話というのは、今の なのか なのかがちょっとわかりにくかったのですが、自転車を使って、例えば今お話が出ている水辺ですとか、みどりがあるポイント、重点的に育てているようなところをまた回ればいいのでしょうし、通勤、通学等で自転車を使うときに、安全面考えてもちょっと危ない、道幅がなさ過ぎるとかいうところがあるのですが、都市景観ということだとやっぱり なのかなと思うのですが、具体的な項目として、そういう自転車を車に対して増やしていくというのも、駐輪場を増やすこと以外に可能にしていく基盤というのをつくるというのは |

| | |
|------|---|
| 環境課長 | <p>どこに入るのかなというのをちょっと思った次第です。</p> <p>それにつきましては、多分、例えば省エネとかそちらの観点から見まして、基本計画 というところも、多分自転車を使っていこうという記載があるのだと思うのです。だから、確かに景観のところでもないことはないと思いますし、車ではなくて、そうすると逆に排気ガスを少なくする、 になるものもある。すべてそれぞれに関係あると思っています。それはちょっと今後、新たにつくるとき検討はしていきたいと思います。</p> |
| J 委員 | <p>今のお話で、結果として排気ガスが減るとか、そういうことは当然あると思うのですが、それをやっていくのに計画がないと、多分、道路側での計画ですとか、水とみどりとあと歴史的な遺産、遺跡とかそういったものをあわせて、例えば自転車で回りながら回れるポイントを結んだサイクリングロードなんかは、大体自治体でやられているところ多いと思うのですが、せっかくそのみどり、水を守るというか、増やしていこうとするときに、そこに学習のときにも行けるし、日常もそこを歩いていけるというような計画自体のほうで見ておかないと、自転車使いましょうと言っても、物理的に難しいところが出てくるのかなというところがあるので、 、 にも入ってくるのかなというのが意見です。</p> |
| 部会長 | <p>どうぞ。</p> |
| A 委員 | <p>今のJ委員のお話だと、例えば、取り組み方向の2の、個性と美、安らぎに満ちたまちなみをつくる。この中に、景観に配慮した道路、公園や水辺の整備というのがありますよね。その中に今のものは組み込まれるのが、項目としては、ただその細目がないだけで、そのあたりを組み込んだような細目に変えていくとか、そういう考え方があればよろしいのではないのでしょうか。</p> |
| J 委員 | <p>多分そんな感じですよ、おっしゃるように。</p> |
| 部会長 | <p>駐輪場はどこでも問題になっていると思うのですが、駐輪場の整備自体がまちなみの中でも問題になると思うのですが、どこかに入っていましたか、駐輪場自体の整備の議論というのは、104ですか。</p> |
| K 委員 | <p>104です。</p> |
| 環境課長 | <p>環境基本計画だと94ページです、地域の美化を進めるということで。</p> |
| 部会長 | <p>その一番下のほうですね。</p> <p>今のお話は、こういった駐輪場整備という話と、それと自然のネットワーク、水の道とかみどりの道とかいろいろな案がありますね。そういうものを通して、自転車をどうとらえるかということが視点にあるのではないかということだと思います。</p> |

| | |
|------|--|
| 環境課長 | <p>うのですが、その辺についてのどうなのかというようなことがございますでしょうか。</p> <p>自転車につきましては、車にかわるものとして自転車を使ってもらうことで省エネとかCO₂など排気ガス削減との関係もありますし、まちなみの中、自転車のレーンをつくるということもあります。実験しましたこともありまして、方向としては検討していく必要があると思っています。基本目標 と 、こちらでいくと 、 にも関係があるのでしょうか。親水の関係でサイクリングロードを整備することがあれば、それぞれに自転車については関係あると思いますので、今後検討はする必要があると思っています。</p> |
| 部会長 | <p>今の点はどうでしょうか、どなたか。</p> |
| L委員 | <p>今の点ですか。自転車の件ですか。</p> |
| 部会長 | <p>はい。今の のところで、CO₂の削減とか、いろいろな意味でも関係あると思いますが、 のところで、まちなみづくりの中に少しそういうことを検討してみたらどうかというご指摘だということで、記録しておいていただけますでしょうか。</p> |
| 環境課長 | <p>当然、自転車が通るということであれば、標識の設置とかレーンをつくるとか、そういう計画を整備する必要もあるというようなことであれば、基本計画に関係あるということではないかと思います。</p> |
| 部会長 | <p>それでは、もう一度戻りまして、 の全体のことで。L委員。</p> |
| L委員 | <p>のところ2つあるのですが。1つは、今日いただいた、路上禁煙のたばこの件です。これは比較的新しいテーマなので、基本的な計画には乗っていなかったのだと思いますが、ぜひこの項目は具体的に、取り組みの方向の1の細目の中に取り入れて進めていただけるようにと思います。なお、これでもう少し具体的なところまで項目を挙げたいのが、市街地で路上喫煙をしていると非常に危険があるというところで、そこまで踏み込んでテーマに挙げておきたいなと思います。それが1点です。</p> <p>それから、ごみの集積に関しては、戸別収集等も視野に入っておりますから、そこまで含めたごみ収集所が適正に管理できるというような中身に見直しをするのが私はいいと思います。そういう意味合いで必要だと思います。といったようなところがこの で気になっているところです。</p> |
| 部会長 | <p>たばこについては今のようなご指摘だったということで、ごみについてはこの131、適正な管理のできる仕組みについては、これは確かに、ごみ処理計画の見</p> |

| | |
|--------|--|
| 清掃管理課長 | 直しの中で、収集方式との関係で少し見直さなくてはいけない部分が出てくるかもしれないですね。どうでしょうか、清掃管理課長。 |
| 部 会 長 | <p>今般改定させていただきました一廃計画の中で、ごみの減量と集積所の美化という形で、戸別収集、有料化等のご提言をいただいております、計画化をされ検討しているものでございますので、こちらのほうの親計画になりますので、当然関連してくるものと考えております。</p> <p>今日のご指摘では、特にこの131、その上の清掃・補修もあるのかもわからないのですが、基本計画の見直しの部分については、この計画の中に反映していたということによろしいですか。それなら、そういう記述にしておいてよろしいですか。</p> |
| 清掃管理課長 | <p>そういった意味では、一般廃棄物の処理基本計画の親計画がこちらのほうの計画になりますので、そちらとの整合性が必要だと思われま。</p> |
| L 委 員 | よろしいですか。 |
| 部 会 長 | どうぞ。 |
| L 委 員 | <p>今の、この94ページに書いてある内容、区内のごみの集積所が2万カ所ある云々というような中身と、指標とそれから目標値、この辺のセットの仕方ですね、この辺は当然見直されてくる内容だろうと、具体的に言いますとね。もちろん、目標年度云々というようなことは言わずもがなですが。ですから、その辺に戸別収集に伴った評価の内容が出てくると思うのですね、目標値の設定の仕方について。その辺をぜひ盛り込んで、戸別収集の視点を反映させることができるものに見直しをしていただけたらと思います。</p> |
| 部 会 長 | そのほかどうございましょうか。どうぞ、F委員。 |
| F 委 員 | <p>つい最近も新聞で読みましたが、今度、国土交通省が道路整備の指針を見直しをするという記事が載っております。ということは、具体的に言いますと、いわゆる無電柱化を図るということで、今、杉並区内で電柱が表に出てないというのは、私の知っている範囲内では、天沼陸橋のところとあんさんぶるの前ぐらいだろうと思っています。実際にいろいろな記事を読みますと、東京の場合には、市街下の幹線道路では30%以上はその無電柱化が進んでいるというようなことが入っておりますが、これからずっとその無電柱化を大きく拡大をしていきたいということの中で、どこの項目の中に入れていいかなと思ってこれを見ました。あえて言うならば、140の「まちかどの修景整備」あたりの中にそういう項目も1項目入れていただいて、国なり都なりとの協議の中で、無電柱化とい</p> |

| | |
|---------|---|
| 部 会 長 | <p>うものの推進を図っていただきたいとお願いしたいと思います。</p> <p>杉並区の実施計画の中で、無電柱化の事業計画も入っていましたね。その中で、予算立てを含めて、こんなに少ないのかな。財政全体が厳しい中でやっていらっしゃるので、大変な話だなと思いながら見ていたのですけれども。実施計画になったのですね。</p> |
| F 委 員 | <p>全国で4,000キロくらい整備するというような記事出ていましたね。</p> |
| 部 会 長 | <p>実は、項目は入っているのですが、全体予算の中で、一つ一つやるのは大変だなという話があると思うのです。その辺どうなのですか。</p> |
| 環 境 課 長 | <p>確かに実施計画のほうに入っていて、これから含むもの4カ所ぐらいいやりますかということになっています。これも景観にも関係があることと思いますので、今のこの環境基本計画では特にうたっていませんが、その辺は委員ご指摘のとおり修景に入れるのか、ほかに項目を起こすのか、今後検討させていただきたいと思います。</p> |
| 部 会 長 | <p>無電柱化は景観の中では大きい要素の一つですので、財政負担、限界もあると思うのですが、できれば前向きにこういう中に記述していただければと思います。これも検討事項ということで、少なくともこの中で出てくる項目にはしていただけるとありがたいと思います。</p> |
| 環 境 課 長 | <p>今のこの景観まちづくりの中の一つの要素というのですか。</p> |
| 部 会 長 | <p>はい。どうでしょうか、ほかにございませんでしょうか。</p> <p>K委員からどうぞ。</p> |
| K 委 員 | <p>今、狭い通りはセットバックして4メートル道路につくっているのですが、そういうことは道路行政のほうになって、こちらの例えば生活道路の景観整備というようなところには含まれないのでしょうか。</p> |
| みどり公園課長 | <p>所管が違いますが、生活道路の景観整備というのは、商店街のカラー舗装を計画としてはやっているのご理解いただきたい。</p> |
| 環 境 課 長 | <p>大きい意味では、今委員ご指摘のとおり、道路を広げるということも景観の1つの要素というので、やり方としてはあると思います。それは、新たにそこに区としての取り組みに入れるかどうかというのは、これからつくる段階で検討させていただきたいと思います。</p> |
| K 委 員 | <p>そのときにいつも思うのですが、火事のときに消防車が入らないとかがあるので、区民の安全のために4メートル道路にしてほしいということを常に思っているのですが、セットバックするのに駐車場は含まれないのです。家を建てるとき</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>環境課長</p> | <p>にセットバックしているのですが、駐車場整備のときはセットバックしなくていいということで、駐車場のところだけ道路に出ているような形になっているので、今の審議で申しわけないのですが、検討するようなところがありましたら、そのところも考えていただきたいと思っております。</p> <p>多分、建築基準法でいういわゆる2項道路、4メートル未満の道路を広げるやり方としては、建築確認を取るときにやることなので、建築物がない場合についてはそれはなかなかできないという状況があって、駐車場は建築物ではありませんので、その塀も建築物になりませんので、それを下げさせるというのは法的にも難しいと思います。</p> <p>多分場合によってはその駐車場だけでも指導はすることができる。ただ、法律に基づいて指導するというのはなかなか難しいので、その辺は今後の課題と思っています。</p> |
| <p>部会長 J委員</p> | <p>どうぞ。</p> <p>今の、駐車場のお話で、最近タイムサービスとか、小さな空き地になって、とりあえず平地になったところに駐車場をつくって、時間幾らというのが増えているのですね。自分の周りも増えているのですが、それで思いますのは、景観の面でいうと、非常に見ると気持ちが落ちるといふか、消耗する感じのものと、それで夜、夜中もずっと明るいのですよ。物すごく、看板ですかね。多分、近隣の方というのは、夜中じゅう照らされているような家も見ますし、駐車場というのは、今お話が出たのでコメントするのですが、このまま増えていくのだとしたら何らかの対応が要るのかなと。すさんだ気が、見ると非常にするのですが、需要はあるのだと思うのですが、それはコメントとしてだけ言います。</p> <p>それと、さっき手挙げましたのは、カラスの対策が地域の美化の中でありまして、生ごみと当然関連されるのだと思うのですが、自然を増やす、みどりを増やす、見ていますと、立派な木、見ても落ち着くような誂え向きの木には大抵カラスも来ていますし、そのカラスというのが、例えばE委員がやられている、みどりのことやっつけられて、どういう扱いをすべきものなのかというのが。</p> <p>ここで言うと、人間に危害を与えるので、それをできるだけ減少させましょうという、その被害減少はいいのですが、みどり増やしていったら、立派な木がもし増えたら、多分杉並が幾ら生ごみを多少減らせたとしても、カラス自体はねぐらとしてはいるのかなと。生態は余り僕も知りきっていないので、個人的な興味も含めてなのですが、E委員あたりでご意見、みどりをやる時にカラスってどう</p> |

| | |
|------|--|
| E 委員 | <p>なのかというのはございますか。</p> <p>みんなにいるときに、カラス当然いると思うのですね。最近は何となくカラスが減ったのですね。ごみの処理もよくなったし、カラスが来ないように、カラスって利口ですから、いじめた人を覚えている。鳥の中では抜群に利口だと言われていて、私、カラスいても何とも思わないので。</p> |
| J 委員 | <p>僕もそうです。</p> |
| E 委員 | <p>当然いると思うので、だから特にカラスが人を襲うのは子育ての時期ですね。ですから、そこは遠回りして通るとか、こちらからそういうことをやればいいわけで、特に木があったから、カラスがいたからというのは、普通どうということはないと思うのです。ごみの処理さえちゃんとしておけば、余りカラスは来ないし、当然みどりのところにおいても、何十羽もいるようなねぐらというのは明治神宮とかそういうところに行くので、普通の樹林にはそんなに何十羽もカラスはいないですね。調査をしたこととか、どの木にどんなのがあるというのを一時調査があったのですが、そんなに1本の木に10羽も20羽もいるようなことはあり得ないです。だから、私は別にどうということもないし、私たちの仲間も、カラスがいたから、ああ困ったとかという話もそんなに聞いていません、自然派はですね。皆さん、どう思っているかわからないのですが。</p> |
| L 委員 | <p>ここで言うカラスというのは、要はごみの散乱に対しての問題ですね。</p> |
| J 委員 | <p>ごみ散乱ですね。</p> |
| L 委員 | <p>そうですね。したがって、戸別収集やると、散乱、多分しなくなると思うのですね。自分の家の前にぶちまく人はいないでしょう。カラスがぶちまかれるように平気でする人はいないでしょうから、自動的に、ここで言うカラス問題というのは減っていくのではないかなと期待しているのですね。</p> <p>このカラス問題というのは、実は散らかすのはカラスより人間様のほうが多かったという話もあるぐらいで、これは心しないといけないなと、ここで言うカラス対策はですね。という問題だと思うのです。そういう意味では、確かにこのカラス対策という中身も見直すのは必要な項目ではありますね。</p> |
| 環境課長 | <p>そのカラス対策は確かにごみの話もありまして、それは一つあります。散らかす以外に、この上にも一部書いてあるのですが、ごみ集積所の適正管理に関する取り組みではなくて、その下のカラス対策については、先ほどお話があったように、実際に、子育てのときに人を襲ったりすることがあるということで、緊急避難的には区として対応するというので、依頼があればとりに行っています。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>確かにカラスは減ってきていると思いますが、いまだにそれなりに数があります。いっときすごく多いときがあって、たしか東京都で、ねぐらのそばに、わな、トラップをつくって、杉並区でいくと大宮八幡の北側に今でもあると思いますが、そこでカラスをとっています。</p> <p>ただ、どのぐらいの数がいればいいのかというのはなかなかわかりづらいですが、余り増えてしまうとまたいろいろなところで被害が出るなり荒らしたりするということがあるので、適正なところで管理をしていくということも含んで、たしかカラス対策は2段階に書いてあります。下のほうはそのような対策に入ってくると。</p> |
| <p>J 委員</p> | <p>以前、I委員ですか、審議会のほうでごみの話のときに、大きなケヤキの木が練馬との境ぐらいにあるとおっしゃった。確かにすごいケヤキですが、それもカラスの巣だからという非難をそこが浴びるというようなことがあるので、ちょっと思っているのは、カラスについてどう理解する、考えていくのが本当はいいのかということ。生ごみの中でも多分ソーセージとか彼らは一生懸命そういうものをつっついていきますから、ああいうものがなければ、ごみに対してというのはいろいろ管理によって変わってくるのでしょう。みどりを増やしていったというときにも、この間I委員がおっしゃっているような、みどりを減らすほうへプレッシャーとして、カラスがいるからということがかかわってくるのだとすると、もう少しちゃんとカラスをそれぞれの区民として理解しておいて、この面ではこうと考えたほうがいいのかと思ったので、お話ししました。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>今のお話は、ごみ処理としての対策としてのカラスの問題、これはむしろ人のほうの問題で、特に戸別収集になったときに、よくなるか悪くなるかというのはまたこれからというのがあるかもわからないのですが、基本的には、戸別収集の中できちんとした対策をやるということを盛り込むということと、132のほうのカラス対策については、どういうふうに見ていくのかということについて、そういう視点も含めながらこの項目について考えるというようなご意見があったということで、どうですか。</p> |
| <p>A 委員</p> | <p>今、カラスの話になりましたが、基本的に生態系考えれば、カラスが増えれば、カラスは自分で淘汰されます。それはもうほかの動物もそうですから、基本的にどうしてカラスが増えて維持できるかといったら、結局生ごみがあされる。もう根本的原因はそこなので、そこがきちり解決すれば、都市にいるカラスというのはある適正な数字に戻るので、必ずひな数が減ります、えさがなければ、</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>部 会 長 清掃管理課長</p> | <p>これはもう当然なので。</p> <p>今、私、猛禽の調査とかやっているのですが、猛禽類は当然その裾野が広いことによってひながかえっていく。環境条件がよいところは3卵とか4卵産みまます。でも、実際には2卵とか3卵ぐらいしか育たない。でも、今は多摩地域、大体1卵ぐらいしか育っていない。多いところで3卵育つのですが、最終的に1羽は脱落するみたいです。</p> <p>そういうふうに適正化はいつも行われているので、基本的に、人為的にカラスをコントロールしようというのはやっぱり基本的に間違っていて、本来は人間が生活習慣というかその辺を改めて、環境を変えれば、さっきE委員がおっしゃったようにカラスは非常に頭がいいですから、えさのないところにはいなくなって、本来ハシブトは森林のものですから、戻っていくと思うんですね。ハシボソはほとんどいませんから、もともと田んぼとか畑地に依存していますから、こちらには出てきていない。</p> <p>ですから、逆にきちっとえさがなくなる環境にすれば、本来の森林に戻っていくというか、そっちの山の方向に戻っていく。例えば襲われる、確かにあると思うんですね。実は僕自身がカラスに襲われたこともあるのです。タケノコが出るのですが、その上にカラスの巣があって、取りに行ったときに、やっぱり頭から後ろから襲われたことがあるのです。そういうことは多分民家の近くで起こると思うんですね。特に帽子をかぶったお母さんとか、子どもを連れた子どもがねられるところあるので、そういう対策は必要かと思うのです。</p> <p>でも、それは例えば隣の人が騒音出しているのとかそういうのと同じで、隣の人がおかしい人がいて、例えば暴れるとかそういうのと同じで、緊急避難だと思いうのです。基本的に、カラスを積極的にとりに行くというのは、僕は間違っていると考えていますので、それはもうごみの問題に特化して対策されるほうが筋だと思っています。これは、意見です。</p> <p>どうぞ。</p> <p>今、カラス対策のところ、戸別収集ということでいろいろとご意見いただいています。戸別収集がすべて特効薬になるかどうかというのはちょっとございませぬ。ここにもあるように、夜間収集、早くごみを取ってしましましょうとか、あるいは折り畳みのボックスを提供しているとか、あるいはふたつきの容器でお出くださいというような形での対策を進めております。</p> <p>ここで言っている集積所の美化というのは、とりわけ駅周辺のごみ出しにより</p> |
|-------------------------|--|

| | |
|---------|---|
| | <p>まして、カラス被害が集中的にあったというところから、こういうような取り組みを進めてまいりました。戸別収集も一つの解決の手段と考えてございますが、その辺の観点からもまとめさせていただきたいと思っております。</p> |
| 部 会 長 | <p>どうぞ。</p> |
| F 委 員 | <p>実は、5番の中で申し上げようと思ったのですが、157番で、生ごみの資源化への取り組みという項目がございます。今のお話のついでに申し上げますと、私も過日、一般廃棄物等処理基本計画をつくりまして、29年度までのごみの減量というものを打ち出しましたね。そうしますと、現在の18年度が649グラムだったものが、29年度は250グラムと4割以下にしなければ、ということになると、現在の可燃ごみというのは大体3分の1が生ごみです。その生ごみをほうっておいて、39%を減らすということはなかなか不可能に近くだろうということになると、ここに申し上げた157番の生ごみの資源化という問題は避けて通れないと思うのです。</p> <p>この生ごみの資源化が進めば、今のカラス対策というのは必然的にずっと減ってくるのではないだろうか。そういう面で、この157番の項目の中で、もう具体的に区としてもいろいろご検討いただいていると思うのですが、実際に今回の中で生ごみの資源化を取り組んでいただきたい。肥料にするのか、えさにするのかは、わかりませんが、ぜひともお願いしたいです。</p> |
| 部 会 長 | <p>それでは、確認の意味で、 については今のご意見等出たご意見の中で整理していくということで。 どうぞ、お願いします。</p> |
| M 委 員 | <p>カラス対策以下、ずっと永遠にこれ続くのですか。</p> |
| 部 会 長 | <p>いえいえ、もう終わって。</p> |
| M 委 員 | <p>ほかのことでよろしいですか。</p> <p>番か、これの94ページの放置自転車を、占用物の撤去という項がありまして、今すぐ回答は結構でございますが、商店街で商品のはみ出し、あるいは道路を占用しているものが結構見受けられるのですよ。和田町行ったり、いろいろなところ私行きますので。そのときに、はみ出し展示などについて指導・是正を図るということですが、19年度実績とか平成20年12月中間現状、この辺についてはその把握をやられているのですか。今すぐ回答というのは結構でございますよ。</p> |
| 環 境 課 長 | <p>今、特に所管がないので、はっきりしたことは言えませんが、一応、区の土木関連の所管でやっています。数値は今、即わかりませんので、後で調べます。</p> |
| 部 会 長 | <p>どうぞ。</p> |

| | |
|---------|---|
| M 委 員 | <p>そうすると、こういう場合には、例えば阿佐ヶ谷、高円寺の駅前などで朝早くたばこを吸う人を監視する監視パトロールという対策を組んでいるのですが、そういうのはみ出し展示とかについての指導をするための一応パトロールというものを組んでいるわけですか。</p> |
| みどり公園課長 | <p>基本的に言うと、区道道路管理者として、区道の杉並区の道路管理部門に道路監察といって、はみ出しなり構造物が出ている場合の撤去等を含めて、境界是正を含めて担当する課が、多分月に1回、杉並区内に3警察署ございますが、3警察署のそういう道路交通法を担当する部門と一緒に道路監察ということでやっています。捨て看板といってよく電柱等に巻きつけられているものについては、今、区民の方に協力をお願いして、捨て看板を撤去していただく団体や、ボランティアの方がいてやっていただいています。例えば構造物でしっかりしたものを、警察官立ち会いのもとで是正を指導したり、勧告書を出したり、あるいは撤去をしたりということはやっているとは伺っております。実績についてはその担当部署でないと、どの程度やっているかというのはわかりかねるところです。</p> |
| M 委 員 | <p>そうしますと、要は、体制としてパトロール、監視体制の強化とか何とかその種のもは、今回の基本計画の中の、具体的に入れていただければなど。</p> |
| みどり公園課長 | <p>先ほども申し上げましたように、区も警察官と一緒に回るということで、警察との連携の中でやらせていただいていますので、区単独でパトロールで指導するというのはなかなか難しいと。</p> |
| M 委 員 | <p>委託すればいいじゃない。</p> |
| みどり公園課長 | <p>委託というか、実際区が直営で、今でも警察官と一緒に回っているのです。はみ出しについては道路法なり、いろいろな形で言うと、法として行政的な中で言えば、例えば今、違法駐車の話もございますけど、そういった形で委託できるような法整備が今されているわけではなくて、なかなか実際には、やられている中で指導をしたり罰金を取ったりした時代も確かにございます。ただ、なかなかイタチごっこで、はみ出しについては.....</p> |
| M 委 員 | <p>とにかく早い話やってくれと、どこかが、そのときに。それで、知りたいのは、これからやるのかやらないのか、だったらここにある是正という言葉は消したらどうだと。</p> |
| 環 境 課 長 | <p>それで、ここに書いていないのですが、たばこについては、たばこはまた別というのが、歩行喫煙とか路上喫煙地区での取り締まりといいますが、環境美化パトロールということで委託をしてやっています。それもこの辺には書き込みがな</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>いので、今言ったような、多分商店街ではみ出しについて注意するとか、そういうことも含んで、そこの辺に書き込むかどうかということも検討はさせていただきたいと思います。</p> |
| M 委 員 | <p>わかりました。</p> |
| 部 会 長 | <p>よろしいですか。</p> <p>この放置自転車のところに書いてある、94ページ一番下の、「商店による商品のはみ出し展示などについては指導し、是正を図る」ということが弱いということですか。</p> |
| M 委 員 | <p>要するに、具体的にここの是正を図るということであれば、数値目標的なものもあるだろうし、そういうものがうたってないので。ただ、ここにうたっているのは自転車の対策だけということだね。はみ出しなんていうこと書いている、これは付録で書いたのではないかというようなイメージ受ける。それだったら、これはなくせばいいだろうと、こういうことを言いたかったのです。もしこれからやろうとするならば、そういうものについても監視体制を強化して、警察と連携をとりながらやるというような項目を設けたらどうかと、これは私の意見。</p> |
| 部 会 長 | <p>地域美化の一つとして、そういう指摘があったということで書きとめていただければと思います。どうぞ、お願いします。</p> |
| L 委 員 | <p>この 番、最初からあった問題で、こういう形でもダブって出てきてもこれはそれでいいだろうということで進んできたわけですが、この 番の位置づけですが、ここで要は調整されるのですか。</p> |
| 部 会 長 | <p>L委員、ちょっと待ってください。では、 まではいいいいということで。</p> |
| L 委 員 | <p>ああ、 番、すみません。</p> |
| 部 会 長 | <p>までは、要するに今日のお話で。そろそろ時間も押していますので、 を含めてお話しいただければと思います。</p> <p>L委員、どうぞ。</p> |
| L 委 員 | <p>すみません。先ほど 番の内容が出てきたので、ついつい 番のほうに頭が半分行っておりました、失礼いたしました。</p> <p>番のそのチャレンジ、挑戦のテーマという位置づけで、ダブルに出てきたりいろいろあるということで、基本的にはこの 番でいいということになっているわけですが、そこでもう一回、あつていいという中身を確認しておく必要があると私は感じます。というのは、 から まで出てきているものが再度出てきているのと、出てきてなく新たな項目として出てきているところがあるもの</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>ですから、少なくとも私はこの位置づけというのが、いま一つ十分とらえにくいというところがあるのですね。</p> <p>したがって、同じものを、そこをどういうふうにこの 番で、何を一番言いたいのかというところをもう一回明確にして、じゃ、こういう表現でこの項目をとなるといのが 番の位置づけなのかなと思うのです。したがって、 から 番に全然出てきてなかったものが、初めて 番で出てくるという位置づけではないんじゃないのかな、本来、というふうには思うのです。そうしないと、 から 番を踏まえて 番で取り組むのだという、そういう位置づけにしにくいのではないかなと思うのですね、構成上。その辺の確認をしたいと思います。</p> |
| 部 会 長 | <p>ずっと引き継いできている問題のご指摘ですが、私は、この のうちの2については、参加と協働のための仕組みづくりというのは、 から の基本目標を具体的に区民、利用者、行政で協働して進めましょう。そのための仕組み、体制とか人づくりということで、この項目は要るのかな、この位置でおかしくないということは、前の議論の中でも共有化、ある程度できているのではないかと理解しています。</p> |
| L 委 員 | <p>基本目標 の取組み方向(1)の4つの目標については、長期目標、全体が非常に長い目標的なことがあるものですから、当面この短期というか、この計画目標の中でみんなで頑張ろうじゃないかということ、あるいはその3者が協働して特に頑張ろうという意味でも再掲しているということここにあるのかなという。幾つかのとらえ方があったと思うのですが、総じてこの4つのチャレンジというのは、それなりに魅力的だというか、こういう計画の中では必要ではないかという意見が多かったという流れがあったと思うのですが、今L委員がおっしゃった話は、この(1)(2)というものについて、両方ともダブリがあるじゃないかと。確かに(2)でも多少そういう点があるのだと思うのですが、特に問題視されているのは(1)なのでしょうか、それとも 全体でそういうとの指摘ですか。</p> |
| 部 会 長 | <p>(1)のほうですね。</p> <p>(1)のほうですね。では、今まで問題になっていたことと同じようなことで、それを再度皆さんで議論しようという。</p> |
| L 委 員 | <p>そうです。いや、ですから、 番も含めての話でという位置づけで考えちゃったもので、あそこで 番の件を出してしまったということです。そういう意味では失礼しました。</p> |
| 部 会 長 | <p>この前までの区のご意見では、 の(1)については、3者の協働で一くりに</p> |

| | |
|------|---|
| 環境課長 | <p>重点目標として、この基本計画期間の中で頑張ろうというものを挙げたというふうに私は理解していたのですが、もう一度、課長のほうから。</p> |
| | <p>4つの挑戦につきましては、今の計画では協働でやっていくというような趣旨もあって、重点的にやっていくということで基本目標の中に入っていますが、特にそれが、協働でやっていくのは一つの仕組みづくりの、ここでいう(2)ですね、取り組みの方向(2)については、こういう形に入っていること自体は問題ないと思いますが、挑戦については今まで前の(1)とか、基本目標にも入っていますし、それぞれに入っていますので、それをまた最後のところに位置づけているというよりは、重点目標、重点に取り組む挑戦として別立てといたしますか、出してもいいのかなと考えています。</p> |
| 部会長 | <p>この間、意見として両方まだ残っていたと思うのですが、今のは、基本目標を、どちらかというと(2)を中心に据えて、この挑戦というのは外に出して、特に今だと25年までに重点あるいは数値目標等を持って、協働で頑張ろうじゃないかというものを挙げていこうとお考えだということですね。</p> |
| 環境課長 | <p>そうです。</p> |
| 部会長 | <p>そういうことなので、もう一度、L委員。</p> |
| L委員 | <p>そういう観点でいきますと、この取り組みの方向の(1)は、いわゆる目標、目的というかな、中・長期ではなくて短期のものに位置づけてしまえば、処理はできるのではないかなと思うのですね、そういう意味合いで言うと。その短期の短期さというのはまた検討できる項目だと思いますけどね。4半期とかいっぱい項目がダブったりして出てきていますから、4半期であったり、半期であったり、1年、年度だったり、長期だから2年、3年、いろいろな方法があると思います。というような位置づけに取り出せば、それはそれで十分に意義のあるテーマというか内容になってくると思うのです。そのような見直しというのが全体の構成上は見やすい、わかりやすいということかなと思います。</p> |
| 部会長 | <p>前、K委員でしたか、この4つの挑戦というのは非常に魅力的で評価できるというようなお話があったと思うのですが、もう一度ご意見いただけますか。これをどこに置くかということを含めて。</p> |
| L委員 | <p>その前にちょっといいですか。</p> <p>私も、この挑戦という形で再掲するのは、ある意味いい方法でもあるということとは申し上げたと思います。そのときにも、別に出して、チャレンジ項目をパンフレット化してやっていくという方法もあるとかいうことは申し上げたという記</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>部 会 長</p> | <p>憶あるのですね。そういう意味合いで、その場合に、じゃどうやって引っ張り出すのという意味で、短期のいわゆる目標、その短期というのは今言ったような期間があると。そういう扱いで、ここからここまでの間はこれが主たる取り組み項目でという表現、利用の仕方というのはできますという発言内容です。</p> <p>どうでしょうか。ご意見を。</p> <p>私も確認しましたが、25年を目標とする基本計画の改定だが、一応23年度に見直しということが前提になっているので、25年度に向けての暫定的な体系で動かそうということ。それと大きい枠組みとしては、今 から までということの議論は大体集約できていて、この (1)をどういう位置に置くかということでの議論が枠組みとしては決まってきた。そこだけですから、これは大して大きい問題ではないと思うのです。しかし、L委員ご指摘したとおり、それでは4つ目標、あるいはどういう目標になるのか、目標へのチャレンジ、挑戦ということで、どういう事項を挙げるのか。現にこれが挙がっているわけですから、これから全部精査して違った項目を挙げるということにはならないと思いますので、これをまず基本に置きながら、どういう目標設定とをここでできるのかということなのかと考えていました。</p> <p>実は、どの数値も25年にどこまで達成できるのかは、区からもきちっとしたご回答はまだないとは思いますが、あるいは見通しですね。 、 、 と はこういう形で書いてありますので、今日ご意見出たように、具体的な地域とか場所等を考えながらこういうことを進めようということに進むかわからないのですが、 と 、 特 に は基本計画をつくったばかりでございますので、そういう中でこの目標値をどう置くのか、このとおりでみんなで頑張ろうということにいけると区のお考えになっているのかどうか。委員の方のご意見もそうですが、すべてそういう視点からこの4つについてご意見があれば、いただければと思います。</p> <p>一番わかりやすい ですが、ごみ処理の基本計画の中では、かなり具体的な数値が挙がっている、設定したばかりでございますので、その設定値自体は区民を含めた努力目標ということで、組み入れられるということによろしいでしょうか。清掃管理課長さん。</p> |
| <p>清掃管理課長 部 会 長</p> | <p>ごみ量につきましてはおっしゃるとおりです。</p> <p>ということですね。こういう努力目標については、先ほどF委員からお話があったと思うのですが、減量化の上で生ごみの話を考えずにいけるのかというご指摘もありましたが、そういうことを含めてまた、今日でなくても、というところ</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>え方で見通しているのかということをお話しただけだと思います。そのほかはどうでしょうか。</p> <p>ですが、「有害化学物質を減らしていきます」という項目が入っていますが、これは多分積みかえやほかのことも考えながら、こういう表現になっているのかもわからないと思うのですが、これについては、これだけに限らずこの4つについて、今、区のお考えになっていることがあれば、お話しただけだと思います。</p> <p>4つの挑戦の1というのは、CO₂について、1990年度比で2%削減するという目標値が大きな話になっていまして、今の環境基本計画の中で決めてきたものなので、なかなかこの数値を変えることは難しいと思います。これを25年度までに達成できるかという、現実問題なかなか難しいと思っています。実際、そのためにいろいろな省エネの施策を推進するということは必要だと思いますが、なかなかこの数値目標を達成するのは難しいなど。</p> <p>2については、今言ったごみの話です。</p> <p>3につきましては、どちらかという余り数値的な目標は、今の目標では挙げていませんので、どういうやり方をしていくかということでは、こういうことをやっていきますということですので、そういう挑戦をしていくということはいいと思います。</p> <p>4についても同じようなことで、善福寺川、神田川、杉並区を中心になるような川なので、特にこの辺はみどりの関係とか、先ほど出ていた景観にも若干関係ありますが、そういうものを区として取り組んでいくというようなことで書いてありますので、その辺についてはやっつけたいと思っています。</p> |
| 環 境 課 長 | <p>今日は、 のお話は次回からまたそちらへ戻ってくると思うのですが、どうぞ、L委員、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> |
| 部 会 長 L 委 員 | <p>の(1)の から 、これが4つの目標への挑戦ということで、目標の 、 、 に対応するのだとすると、この基本目標 の「魅力ある快適なまちなみをつくる」というところが、この の(1)の なのかどうなのか。基本目標の の(1)(2)(3)のこれがどこなのかというのがあるので、4つの目標への挑戦ならば、基本目標 、 、 からあったほうがいいのではないかということ。そうでないと、えっ、じゃこの基本目標 は、まあそこそこでとこういう意味合いなのとか、勘ぐるとというか、変な見方すると、ということになるので、その辺はうまく整合をとりながら、基本目標の 、 、 から、4個に限ら</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>なくてもまあよろしいと思うのですよ。基本目標の が 、 で出ていますから、5個になってもそれは差し支えないと思うのですが、その辺も含めて挑戦という格好にしたほうが良いと思うのです。</p> |
| A 委 員 | <p>対応している。</p> |
| L 委 員 | <p>対応している？ ということはどういうことですか。</p> |
| A 委 員 | <p>1番が で、2番が で、3番が で、4番が なんじゃないですか。</p> |
| L 委 員 | <p>ああ、そういうふうに見たわけですね。私は 、 が基本の なのだろうか なと思ったのです。循環型社会でしょう、 は。というようなことで、その辺を もう一回わかりやすく整理をして、チャレンジ目標というのならば、していくの がよろしいかなと思いますが。</p> |
| 部 会 長 | <p>そろそろあと10分程度になってきているのですが、今の議論の続きは次回できるわけですね。</p> |
| 環 境 課 長 | <p>はい。</p> |
| 部 会 長 | <p>全体としてこれからやっていかなくはいけないということで、常にこの の (1)には戻ってしまうと思うのです。やはり先ほどから議論になっているよう に、この基本計画の重点目標なのか、それとも区民の方とこれと一緒に頑張ろう という項目を主に挙げているのか、その辺の視点が決まらないと、なかなかこの 項目を決め切るというのは難しいと思います。それぞれの委員の方々がかなり客 観的な重点と、この基本計画の中で25年までの重点にすべきだと思っている事項 と、もう1点が、やはり区民の方や関連主体の協働で進めようではないかという ものを主にここに挙げるということも含めて、次回ぜひこの4つの目標への挑戦 のとらえ方についてはご議論していただければと思います。</p> <p>基本目標 については残っていますが、この目標の挑戦への中にもかかわって くるのかという気もしますが、これについては委員の中でもいろいろな意見ござ いますので、次回を含めてお話しただけるとと思います。あと2回できるのでし たね、集約に向けてですね。</p> |
| 環 境 課 長 | <p>今の予定では、あと2回で最終的に取りまとめをしていただきたいと思います。 それで、3月ぐらいをめどにいきたいと思っています。</p> |
| 部 会 長 | <p>今日L委員がおっしゃったようなことも含めながら、全体として基本計画の改 定についてどういう検討課題、あるいは共通的な視点を持って臨んでいただくの かということについて、次回はかなりの議論になるところだと思います。その意 味では、この1回から4回までの議論であったことを、一つは構成・枠組みとい</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>うことでの議論と、 の(1)の取り扱いということだと思います。</p> <p>それと、各項目について、基本的には変える必要はないということがありました。出たご意見をまとめていただきながら、できたらある程度、区側のご意見とか考え方もご披露いただければと思います。</p> <p>ということで、全体としては次回に持ち越しの部分がかかなりありましたが、今日 と についてはかなりご議論いただけて、それなりの集約はできてきているのかなと思います。前回、特に についてはまだいろいろなご意見もありましたが、あわせて今日の の、特に(1)を中心に、次回またぜひご議論いただくということで、次回の日程はもう決まっていましたね。そのほかありましたら。</p> |
| 環境課長 | まだ決まっていません。 |
| 部会長 | 一応もう時間もないので、ご予定はどうですか。 |
| 環境課長 | その前に、事前に送らせていただきました第2回目の会議議事録について、確認をしていただければ。要旨については3回目を今日出させていただきましたが、議事録について問題があるかどうか確認していただきたいと思います。 |
| 部会長 | 皆さんのお手元には行っていたのだと思うので、特にございますでしょうか。よろしいですか。そういうことで確認できたということにして。 |
| 環境課長 | 次回の日程ということで、今度5回になりますが、2月17日の火曜日の午前、と19日木曜日の午前ということで、2コマ用意をしておりますので、どちらかに決めていただきたいと思います。 |
| 部会長 | 17日火曜日の午前中、ご都合の悪い方、挙手お願いできますでしょうか。お1人ですね。19日木曜日の午前中、4人。K委員、申しわけないですが、もしもご都合つけばということで。 |
| K委員 | 都合がつけば参ります。 |
| 部会長 | 2月17日の午前中、9時半から12時ということでお願いできればと思います。特にこれに際して区にご要請とかそういうことは、こういう資料があればというようなことは、これまでのものでよろしいでしょうか。 |
| 環境課長 | 前回にいろいろと宿題になっていた、特にできなかったものとかそういう資料についても用意をさせていただきたいと思っています。 |
| 部会長 | それでは、特にご意見なければ、これで今日の部会を終わらせていただきたいと思います。長い間ありがとうございました。 |